

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桜井出水地区）を行うことについて平成28年11月4日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成28年11月18日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月11日

香川県知事 浜田惠造